

Guam・北マリアナ諸島連邦に無査証で入国するためには、下記の条件を全て満たしている事が必要条件となりますので必ずご確認下さい。万一、下記条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合には、査証を取得してください。

査証免除の条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承下さい。  
 2009年11月28日より北マリアナ諸島連邦(CNMI)に米国移民法が適用され、「Guam—北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム(Guam-CNMI VWP/Visa Waiver Program)」が実施されています。

**Guam—北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムの条件(2016年5月28日現在)**

対象国・地域	日本、韓国、オーストラリア、ブルネイ、香港①、マレーシア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、シンガポール、台湾②、英国、ロシア③ ① 香港SAR旅券またはBNO旅券所持者。香港IDカード必要。 ② 台湾居住者で、台湾ナショナルIDカード及び台湾旅券を所持し、台湾発乗継なしの直行便でGuam又は北マリアナ諸島に渡航する事。但し、Guam・北マリアナ諸島(米領)での乗継は可能。日本居住者は米国査証免除プログラムを利用(ESTA)又は査証を取得する。 ③ ロシアに対する査証免除措置は試験的なもので、予告なく変更となる場合があります。
入国目的	観光・短期商用
滞在日数	45日以内 46日以上滞在する場合やGuam・北マリアナ諸島から米国の他の都市に移動する場合は、米国査証免除プログラムを利用してGuam・北マリアナ諸島に渡航することが可能。ただし、その場合、ESTA渡航認証及び米国査証免除プログラムの旅券条件を満たす旅券が必要。
旅券	帰国日まで有効な機械読取式旅券(MRP) 旅券残存は入国時45日以上が望ましい。45日未満の場合、旅券の有効期限までの滞在が許可される。 ※ナウル、ブルネイの旅券所持者は、出国予定日+6ヶ月以上有効な旅券が必要。 ※査証免除国・地域に該当していても、日本法務省発行の再入国許可書(茶色の冊子)での渡航はGCWVP適用外のため、査証申請が必要。
航空券	譲渡不可で、入国日から45日以内に出国することが確認できる往復航空券を所持していること。 Eチケットの場合は、旅程確認書(お客様控えで可)を提示する。 Guam—北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムの協定を締結している航空会社を利用する。日本発のGuam・サイパン定期便を就航している日本航空・全日空・ユナイテッド航空・デルタ航空・大韓航空・アジアナ航空は協定を締結している。協定を締結していない場合、90日以内の滞在であれば米国査証免除プログラムを利用可能。ただしその場合、ESTA渡航認証及び米国査証免除プログラムの旅券条件を満たす旅券が必要
出入国カード	I-94(白)とI-736 I-736の入国拒否理由(3ページの設問)に該当しないこと。該当する可能性がある場合、渡航本人から査証要否を大使館(総領事館)へ確認する。以前に米国(Guam・北マリアナ諸島を含む)入国のための諸条件に違反していないこと。米国の入国を拒否された方は査証が必要
適用地域	Guam・北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ等)
ESTA渡航認証	不要
その他	クルーズ船で入国する場合 ツアーや利用する船会社によって、査証免除の条件が異なる場合がありますので、別途ご確認下さい。

**中国籍の北マリアナ諸島連邦への渡航**

2009年10月21日より中国籍の方への北マリアナ諸島連邦臨時入国許可制度が実施されています。条件を全て満たす場合に、無査証(ビザなし)で入国できます。条件に適合しない場合やその恐れがある場合には査証を取得してください。\*条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

**中国籍の北マリアナ諸島連邦 臨時入国許可の条件(2016年5月23日現在)**

- 旅券：中国籍 出国予定日+6カ月以上有効な機械読取式旅券(MRP)
- 適用地域：北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ等) \*Guam経由を含む米国の他都市には適用されない。
- 滞在日数：45日以内
- 目的：Guam—北マリアナ諸島ビザ免除プログラムと同じ
- 航空券：Guam—北マリアナ諸島ビザ免除プログラムと同じ
- 出入国カード：Guam—北マリアナ諸島ビザ免除プログラムと同じ
- ESTA渡航認証：不要